

令和 2 年 4 月 15 日  
大阪狭山市

### 職員の交代制勤務等について

令和 2 年 4 月 7 日付けで発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止と行政機能の維持継続のため、職員の交代制勤務等の取組みを実施します。

#### 【実施する目的】

- ・ 職員の通勤途上及び勤務中の接触機会を低減し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため。
- ・ 勤務を分散することで、業務執行体制の継続的な確保を図るため。

#### 【実施内容】

##### ■交代制勤務について

- ・ 幼稚園教諭兼保育士及び消防職が勤務する部署を除く全部署を対象に、令和 2 年 4 月 17 日から 5 月 6 日の間において、2 班体制の交代制勤務を行います。
- ・ 交代制勤務が困難な部署においては、会議室等の空きスペースを活用し、分散勤務で対応します。
- ※ 開庁日及び開庁時間については、通常どおり（月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分、第 1、第 3 土曜日の午前 9 時～正午）となります。
- ※ 対応職員数の減少により、普段より窓口対応にお時間がかかる場合がありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

##### ■時差出勤等について

- ・ 公共交通機関を利用する職員を対象に時差出勤を実施します。
- ・ 勤務時間は、次のとおりです。

区分	勤務時間	休憩時間
①	午前 8 時 00 分から午後 4 時 30 分まで	午後 0 時から
②	午前 10 時 00 分から午後 6 時 30 分まで	午後 0 時 45 分まで

- ※ 通勤時の感染リスクを軽減するため、時差出勤だけでなく、交通用具（自転車やバイク等）の利用を促進しています。

問い合わせ 政策推進部人事グループ 森（072-366-0011）